

議第104号

亀岡市都市計画審議会運営要綱の一部改正について

亀岡市都市計画審議会運営要綱第7条第1項の規定に基づき、亀岡市都市計画審議会運営要綱を次のとおり一部改正する。

亀岡市都市計画審議会運営要綱の一部改正について

亀岡市都市計画審議会運営要綱の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「昭和43年法律第100号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第7条第1項第2号中「亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」を「法第34条第11号又は亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に改め、「第2項において準用する同条」を削り、「同条第1項第3号」の次に「若しくは第5号」を加え、同号イ中「開発許可等基準条例第8条第1項第3号の」を削り、「同条例施行規則」を「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9第1号から第6号までに掲げる土地の区域及び亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号。以下「開発許可等基準条例施行規則」という。）」に改め、イの次に次のように加える。

ウ 令第29条の9第1号から第6号までに掲げる土地の区域及び開発許可等基準条例施行規則第4条に掲げる土地の区域に指定された土地又は指定されることが決定している土地を除外する指定区域の変更

亀岡市都市計画審議会運営要綱新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○亀岡市都市計画審議会運営要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、亀岡市都市計画審議会条例（平成12年亀岡市条例第5号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、亀岡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員）</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内とする。</p> <p>（1） 学識経験者 5人</p> <p>（2） 市議会の議員 5人</p> <p>（3） 関係行政機関の役職員 5人</p> <p>（4） 市民 5人</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第3条 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の5日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。</p> <p>（会議欠席の申出）</p> <p>第4条 前条の通知を受けた委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。</p> <p>（会議の運営）</p> <p>第5条 会長は必要と認めるときは、委員及び幹事以外の者を会議に出席</p> | <p>○亀岡市都市計画審議会運営要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、亀岡市都市計画審議会条例（平成12年亀岡市条例第5号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、亀岡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員）</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内とする。</p> <p>（1） 学識経験者 5人</p> <p>（2） 市議会の議員 5人</p> <p>（3） 関係行政機関の役職員 5人</p> <p>（4） 市民 5人</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第3条 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の5日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。</p> <p>（会議欠席の申出）</p> <p>第4条 前条の通知を受けた委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。</p> <p>（会議の運営）</p> <p>第5条 会長は必要と認めるときは、委員及び幹事以外の者を会議に出席</p> |

させて意見を述べさせ、または説明させることができる。

(議席の順序)

第6条 審議会の委員の議席は、第2条に規定する委員ごとに五十音順とする。

(常務委員会で処理する事項)

第7条 条例第6条第1項に規定する審議会の権限に属する事項のうち軽易なものは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第14号に定める生産緑地地区に関する都市計画のうち、次に掲げるもの

ア 生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「生緑法」という。)第14条の適用を受けた生産緑地地区の廃止に係る都市計画の変更

イ 生産緑地地区のうち、公共施設等の設置のために必要な区域又は公共施設が現に設置された区域の廃止に係る都市計画の変更

ウ ア及びイに掲げる事項に伴って、生緑法第3条第1項第2号に定める条件に該当しなくなった生産緑地地区の廃止に係る都市計画の変更

(2) 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成28年亀岡市条例第42号。以下「開発許可等基準条例」という。)第8条第2項において準用する同条第1項第3号による指定区域の変更のうち、次に掲げるもの

ア 開発許可等基準条例第8条第1項第3号の指定区域の境界とされている道路、河川、水路その他の地形又は地物の位置の変更に伴う指定区域の変更

させて意見を述べさせ、または説明させることができる。

(議席の順序)

第6条 審議会の委員の議席は、第2条に規定する委員ごとに五十音順とする。

(常務委員会で処理する事項)

第7条 条例第6条第1項に規定する審議会の権限に属する事項のうち軽易なものは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第14号に定める生産緑地地区に関する都市計画のうち、次に掲げるもの

ア 生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「生緑法」という。)第14条の適用を受けた生産緑地地区の廃止に係る都市計画の変更

イ 生産緑地地区のうち、公共施設等の設置のために必要な区域又は公共施設が現に設置された区域の廃止に係る都市計画の変更

ウ ア及びイに掲げる事項に伴って、生緑法第3条第1項第2号に定める条件に該当しなくなった生産緑地地区の廃止に係る都市計画の変更

(2) 法第34条第11号又は亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成28年亀岡市条例第42号。以下「開発許可等基準条例」という。)第8条第1項第3号若しくは第5号による指定区域の変更のうち、次に掲げるもの

ア 指定区域の境界とされている道路、河川、水路その他の地形又は地物の位置の変更に伴う指定区域の変更

イ 開発許可等基準条例第8条第1項第3号の指定区域に囲まれた土地の区域等であって、同条例施行規則第4条に掲げる土地の区域から除外されたことに伴い隣接する指定区域と一体的に集落を形成すべきと認められるに至った土地を追加する指定区域の変更

(新設)

2 前項各号に定める事項を追加、変更又は削除しようとする場合は、審議会に諮り承認を受けなければならない。

(幹事)

第8条 条例第7条に規定する幹事は、次の者を充てる。

- (1) まちづくり推進部長又はまちづくり推進部事業担当部長
- (2) 都市計画課長

(議事録の作成)

第9条 議事については、議事録を作成し、あらかじめ審議会に諮り会長が指名する委員が署名するものとする。

(答申書)

第10条 審議会の会長は、議決事項について、速やかに文書をもって市長に答申するものとする。

イ 指定区域に囲まれた土地の区域等であって、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第29条の9第1号から第6号までに掲げる土地の区域及び亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則(平成28年亀岡市規則第40号。以下「開発許可等基準条例施行規則」という。)第4条に掲げる土地の区域から除外されたことに伴い隣接する指定区域と一体的に集落を形成すべきと認められるに至った土地を追加する指定区域の変更

ウ 令第29条の9第1号から第6号までに掲げる土地の区域及び開発許可等基準条例施行規則第4条に掲げる土地の区域に指定された土地又は指定されることが決定している土地を除外する指定区域の変更

2 前項各号に定める事項を追加、変更又は削除しようとする場合は、審議会に諮り承認を受けなければならない。

(幹事)

第8条 条例第7条に規定する幹事は、次の者を充てる。

- (1) まちづくり推進部長又はまちづくり推進部事業担当部長
- (2) 都市計画課長

(議事録の作成)

第9条 議事については、議事録を作成し、あらかじめ審議会に諮り会長が指名する委員が署名するものとする。

(答申書)

第10条 審議会の会長は、議決事項について、速やかに文書をもって市長に答申するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年9月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年9月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年9月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年9月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月21日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。